

「第 61 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 8 月 17 日(火) 19 時 30 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それでは、ただ今より第 61 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

いつものように、状況報告につきましては、私の方から実施をいたします。

次、まず、現在の世界の感染状況になります。世界では約 2 億人の方が感染されまして、436 万人の方が亡くなられているという状況にあります。

次、国内の発生状況です。感染者数につきましては、114 万人の方が感染をされ、1 万 5,401 名の方が亡くなっているという状況にあります。

次、都の発生状況になります。都ではこれまで累計 28 万人の方が感染をされています。このうち 24 万人の方は退院等をされているという状況にあります。入院、宿泊・療養、自宅療養等の数につきましては、表のとおりとなります。

次、直近の国の動きです。本日、国におきましては第 73 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催をされ、基本的対処方針の改定がなされました。右側が、直近の都の動きになります。7 月 30 日、第 60 回の対策本部会議を開催いたしました。

次、直近の都の対応になります。現在、東京都緊急事態措置の延長ということで、外出自粛の要請、施設の使用制限等を、令和 3 年 8 月 31 日まで延長している状況にあります。

次、新型コロナウイルス感染症の各局の対応になります。

政策企画局、8 月 3 日に 1 都 3 県でテレビ会議を実施いたしまして、共同メッセージを发出いたしました。

総務局の欄、飲食店等に対する施設の使用制限、営業時間短縮等についての要請・命令を実施しています。緊急事態措置期間、7 月 12 日から 8 月 17 日時点の件数につきましては、要請が 557 店舗、命令が 10 店舗という状況にあります。

次、生活文化局、一番下のところになります。東京都つながり創生財団と連携をいたしまして、都内外国人向けに「STAY HOME」を呼びかけるチラシを「やさしい日本語」を含む 16 言語で作成・配布をいたしました。

次、病院経営本部、一番下の欄になります。これにつきましては、中等症用の救急型の酸素ステーションになりますが、8 月 14 日から運用を開始をしております。都立・公社病院において、という状況です。

次、産業労働局のところですか。8 月 2 日に休業要請等を行う大規模施設に対する協力金、5 月 12 日から 31 日までの実施分の申請の受付を開始をしています。また、同日、休業の協

力依頼を行う中小企業等に対する支援金、同じ期間ですが、申請受付も開始をしています。8月6日、テレワーク実施率の調査結果、7月分につきまして公表いたしました。

次、教育庁の欄です。都立学校における、緊急事態宣言の期間延長に伴う夏季休業期間中における注意喚起、及び感染症対策の一層の徹底等を実施をいたしました。7月30日に区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知をしているところです。

次、それではここで各局からの発言をお願いをいたします。まず、東京都におけます緊急事態措置等案、他の案件につきまして総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

はい。それでは、東京都の緊急事態措置等案及び「人流5割削減・連携推進事業」につきまして、私からご説明いたします。

先ほど、政府対策本部が開催をされ、東京都に対し発出されている緊急事態宣言を9月12日まで延長することが決定されました。

これを受けて、都としての緊急事態措置等案を説明いたします。

緊急事態措置等の対象となる区域、これは都内全域、期間は7月12日0時から、9月12日24時までとなります。

実施内容ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、都民及び事業者に向けた要請等を行います。

まず、都民向けの要請です。

引き続き、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請しますが、特にデルタ株に置き換わりが進み急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出を半減することの徹底を、特措法45条1項に基づき新たに要請をいたします。

次に、事業者向けの要請等であります。

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対し、酒類及びカラオケ設備の提供並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除き、休業を要請いたします。酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店等に対しまして、20時までの営業時間短縮を要請します。

イベント関連施設等及び運動施設・博物館などのイベントを開催する場合がある施設に対しまして、規模要件等に沿った施設の使用を要請するとともに、営業時間の短縮を要請をします。百貨店などの商業施設、遊技場など、参加者が自由に移動ができ、入場整理等が推奨される施設、これに対しまして、営業時間の短縮を要請します。

また、百貨店の地下の食料品売り場等に対し、入場者の整理等、特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を、特措法24条9項に基づき新たに要請をいたします。

その他の施設への要請等ですが、入場整理の実施の協力を始め、業種別ガイドラインの遵

守と感染防止対策の徹底を要請をします。

次にイベントの開催制限についてであります。

イベント主催者等に対して、規模要件等に沿った、すなわち収容定員の半分かつ5,000人ですが、この人数上限でのイベントの開催を要請をいたします。また、5時から21時までの営業時間の短縮や、業種別ガイドラインの遵守等の要請を行います。

最後に、職場への出勤等です。

職場への出勤についてテレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと等を要請をいたします。

また、事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期の終業・帰宅を要請をいたします。

なお、本日開催した感染症対策審議会におきまして、都の緊急事態措置等の案につきましては「妥当」とのご意見を頂戴しております。

次に、「人流5割削減・連携推進事業」についてであります。

感染の更なる拡大、政府分科会の提言を踏まえ、人流の5割削減を対策の柱とし、事業者のノウハウも活用した実効性のある取組を推進いたします。

具体的には、百貨店の食料品売り場等の入場者を、今回の緊急事態宣言前の5割に削減することを目標に、事業者団体との意見交換を通じて、より実効性のある取組を立案し、都の職員が直接店舗を訪問し、取組事例を示しながら、具体的な対策につなげてまいります。

また、それぞれの店舗・事業者団体の優良事例を、都のホームページ上で幅広く共有し横展開をまいります。

総務局の説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして営業時間短縮等への協力金、他の案件につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局長】

はい。当局からは2点報告させていただきます。

1点目は協力金についてでございます。

今回の緊急事態宣言の延長に伴いまして、飲食店や大規模集客施設などの営業時間短縮等に対して、9月1日から12日までの分について協力金を支給いたします。詳細は別途公表いたします。

2点目は、売上が減少した中小企業等への支援についてでございます。

都独自の月次支援給付金を、9月分まで延長をいたします。同じく、詳細は追って公表いたします。

引き続き、事業者の皆様をサポートしてまいります。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、酸素ステーションの整備につきまして、病院経営本部長、そして福祉保健局長からお願いいたします。

【病院経営本部長】

はい。酸素ステーションの整備について、申し上げます。

都立・公社病院では、救急隊からの搬送困難な事例の受入要請に応える病床36床を、整備し運用してございます。

また、主に中等症患者に酸素投与等を行う病床を、新たに80床整備してまいります。

【福祉保健局長】

はい。

私からは、三つ目の軽症患者を一時的に受け入れる病床について、ご説明申し上げます。

自ら救急搬送を要請された在宅療養者のうち、軽症と判断された方を一時的に受けるための施設でございまして、渋谷区にある「都民の城」に130床程度で整備いたします。

今後は、感染状況に応じて順次拡大してまいります。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、私から、災害時とも認識をされます「医療非常事態」対応体制の構築について、ご説明をいたします。

この体制は、現在の、災害時とも認識されるような爆発的な新規陽性者数及び重症者数の増加状況を「医療非常事態」と位置付けまして、これに対処するための体制を構築するものです。

体制を構築する期間は、現在の「医療非常事態」が緩和するまでといたしまして、医療提

供における現在の課題、そして新たに提起する課題につきまして、その解決のための方策を検討し、可及的速やかに実行に移すことを目的といたします。

このための体制といたしまして、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部のもとに、多羅尾副知事、梶原副知事、そして関係局長等からなります「医療非常事態」対応特別ボードを設置いたしまして、その下に検討・実行組織としてのタスクフォースを設置いたします。タスクフォースは、私はじめ関係局の次長、理事、部課長等から成るタスクフォース本部と、そして、都立・公社病院、宿泊・自宅療養、酸素ステーション、療養調整の各分野の推進チームで構成をいたします。

また、この「医療非常事態」の間、これらの対応のために都庁の特別体制を再徹底・強化いたします。

都民の生活に必要な業務等を除きまして、状況に応じて都庁各局等の業務を停止・延期をするという措置をとります。

以上の体制によりまして、医療提供における各種の課題に対応してまいりたいと考えております。

次、予定されてます各局の発言につきましては以上でございますが、この他に各局長等で何かご発言ある方いらっしゃいますか。

よろしければ、副本部長でいらっしゃいます多羅尾副知事からご発言をお願いいたします。

【多羅尾副知事】

はい。ただいま、危機管理監から「医療非常事態」対応体制についての説明がありました。

これへの対応のため、都庁の特別体制の再徹底・強化について、改めてお願いをいたします。

現在、災害時というべき爆発的な新規陽性者数及び重症者数の増加状況にあり、「医療非常事態」に直面しています。

都は、「医療非常事態」に対処するための体制を構築するとともに、都庁の特別体制を再徹底・強化いたします。都庁の総力を挙げて、この最大の危機を乗り越えなければなりません。

このため、本日付けで、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた都庁の特別体制の再徹底・強化」に関する依命通達を発出いたします。

その主な内容は、災害のただ中にあるとの認識に基づき、既存業務の実施継続に関して判断し、必要に応じて各局のBCP・事業継続計画を見直すこと、現時点で、相対的に優先度の低い事業は、必要に応じて休止、縮小又は延期させること、全庁的な応援人員を確保し、「医療非常事態」に対応するための新たな要請に対応することでございます。

各局長等におかれましては、現下の都政の状況と課題を職員に十分周知徹底し、「医療非常事態」対応体制の構築に即して、既存業務の停止・延期など、都庁の特別体制の再徹底・

強化に係る各局の取組に万全を期していただきたいと思います。

さらに加えて、もう1点申し添えます。

感染状況、医療体制は時々刻々、大きく変化していく可能性があり、その場合には、都として、一刻も無駄にしない、機動的な対応が必要です。

特に、各局長におかれましては、常に全体状況を把握していただきまして、自局において、臨機応変な施策の立案実行、応援体制の構築等ができますよう、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

他にご発言のある方いらっしゃいますか。

よろしければ、会議のまとめといたしまして、本部長からお願いいたします。

【都知事】

はい。先ほど、政府の対策本部会議が開催されまして、新たに7府県に対して緊急事態宣言が発出されました。

合わせまして、東京都を含む6都府県の宣言につきましても、9月12日（日）まで延長が決定されたところであります。

都は、この決定を受けまして、現行の緊急事態措置等の期間を延長することといたします。現在、都では、爆発的に新規陽性者数、そして重症患者数が増加をしております。

まさに、「災害時」というべき状況にあります。

都においては、現在の状況を「医療非常事態」と位置付けた上で、新型コロナウイルス感染症対策本部のもとで、都立・公社病院、宿泊・自宅療養、酸素ステーション、療養調整等の医療体制の課題解決に向けました「医療非常事態」対応体制を構築いたします。「医療非常事態」の間、これらの対応のためには、都庁の特別体制を再徹底、そして強化いたします。

「死者を出さない」、「重症者を出さない」、そのことを最優先に全庁一体で取り組んでまいります。

感染拡大防止協力金の支給や、また、医療提供体制の強化などの対策を迅速に実施するために、明日開会する都議会臨時会に、総額1,722億円の追加補正予算を提案をいたします。

この後、都民、そして事業者の皆様に対しまして、改めて呼びかけを行ってまいります。

現在の災害ともいうべき状況において、限りある資源を最も効率的、効果的に活用するため、各局などにおきましても、非常事態だという認識を新たにして、緊密に連携、そして全庁一丸となって対策に取り組んでいただきたい。

よろしく申し上げます。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第 61 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。